

第2回 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

次 第

日時：平成27年8月4日（火）

午後6時

場所：301会議室

開 会

1 報告

- (1) 第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の会議要旨について

2 説明

- (1) 第1回推進委員会における確認事項について

3 議題

- (1) 基本目標の施策について
 - ア 基本目標①の施策について
 - イ 基本目標②の施策について

- (2) その他

閉 会

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会に関する運営要領

平成 27 年 7 月 24 日

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員会の公開)

第 2 条 推進委員会は、公開とする。

2 公開は、市民に推進委員会を傍聴させることにより行う。

(傍聴手続)

第 3 条 推進委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第 1 号様式）により推進委員会の会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。

(許可しない者)

第 4 条 会長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、会長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為を

しないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 会長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、推進委員会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第1号様式（第3条関係）

傍聴申込書

第 号

		平成 年 月 日
武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会会長 殿		
		申込者氏名
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		第 回武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会
開 催 日 時		平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所		
備 考		

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		第 回武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会
開 催 日 時		平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を承認します。		
平成 年 月 日		
武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会会長		

(日本工業規格A列4番)

傍 聴 者 心 得

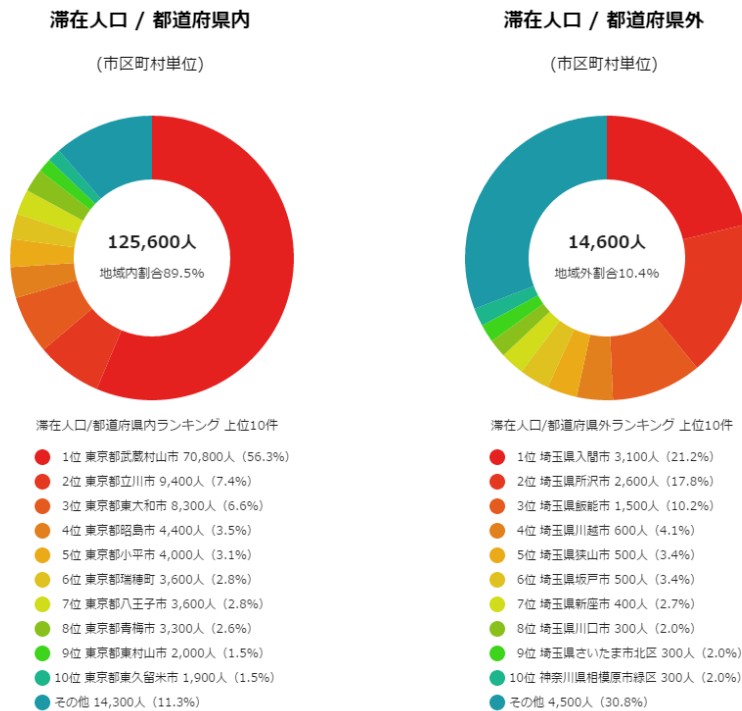
- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、推進委員会の会長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の会長の指示に従うこと。

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

地域経済分析システム（RESAS）の滞在人口について

■武蔵村山市の滞在人口

地域経済分析システム（RESAS）では、株式会社 Agoop が保有する流動人口データを出典として、市外から武蔵村山市の平日・休日の滞在人口を、それぞれ 69,400 人、81,000 人と記載しています。



平日の滞在人口

■「滞在人口」の定義

この「滞在人口」は、武蔵村山市に2時間以上、滞在した人を積算した数字です。

株式会社 Agoop では、同社が発行するスマートフォンアプリを利用するユーザの位置情報を毎時刻取得しており、ある時刻に武蔵村山市にいた人が2時間後も市内にいれば「滞在人口」としてカウントします。

■市民の判定

ユーザが市民か市外在住者かの判定は、午前4時にいる場所（自治体）に住んでいるとみなすことで行われています。そのため、出張で武蔵村山市のホテルに宿泊している人も、その日1日は武蔵村山市民とみなされますが、そのユーザが翌日自宅に帰れば、その自宅のある自治体の住民としてカウントされなおります。

なお、株式会社 Agoop 社製のアプリを利用する人はかぎられているため、ユーザ数を人口に換算することで「滞在人口」が推計されています。

武蔵村山市の「魅力」

【名産・味覚】	基本目標—具体的な施策 該当箇所
村山大島紬	①－ 5
地域ブランド (かてうどん等)	①－ 5
みかん	①－ 8

【観光・レジャー】	基本目標—具体的な施策 該当箇所
かたくりの湯	①－ 7
デエダラまつり	①－ 7
観光納涼花火大会	①－ 7
ひまわりガーデン	①－ 7
里山民家 (野山北公園内)	①－ 7
F o o d (風土) グランプリ	(①－ 7)
みかん狩り	①－ 4

【環境・景観】	基本目標—具体的な施策 該当箇所
緑、農地が比較的多い。	①－ 1 0、 1 1
公園が多い。	(①－ 1 0、 1 1)
狭山丘陵	①－ 1 0、 1 1
野山北公園	①－ 1 0、 1 1
高層の建物が少ない。	①－ 1 1
人混みがほぼない。	
坂が少ない。	

【出産・子育て】	基本目標—具体的な施策 該当箇所
「出産・子育てしやすい街」首都圏 1 位	②
待機児童数が少ない。	②－ 2－(1)

【学校・教育】	基本目標—具体的な施策 該当箇所
全小・中学校校庭芝生化	(②－ 4)
多摩地域初の施設一体型小中一貫校	②－ 4
全小・中学校コミュニティ・スクール導入	②－ 5
水田学習の実施	②－ 5

【その他】	基本目標—具体的な施策 該当箇所
モノレール延伸の期待感	①－ 9
長野県栄村 (姉妹都市) との交流	